

令和5～7年度「那覇市短期集中地域リハビリ教室事業」業務委託仕様書の

主な変更点

1	新型コロナウイルス感染症の感染対策における改正	<p>令和2年、新型コロナウイルス感染症がまん延し、同年6月に本事業は教室を中止し、訪問等サービスに対応できるよう変更契約を行った。本仕様書は、変更契約の内容を含み、コロナ対策を追加している。</p> <p>(1)「8(4) サービス担当者会議への出席」の代替（電話・メール等）の追加</p> <p>(2)「8(7) ④教室の業務について」のうち、教室を休止した場合の訪問等による機能訓練等の実施</p> <p>(3)「12(4)」利用者自らの体調管理・感染予防について追加</p> <p>(4)「12(8)(9)」職員の感染予防および感染した際の対応について追加</p> <p>(5) 様式3参加同意書の追加</p>
2	令和4年3月介護予防マニュアルの改訂に伴う整備	<p>厚生労働省労働科学研究費長寿科学政策研究事業において、介護予防マニュアルが改訂されたことに伴い、本仕様書も整備した。</p> <p>(1)「8(7) ④教室の業務について」におけるプログラム内容の変更について、介護予防マニュアルに沿ったプログラムに修正し、以前から実施していた「口腔機能向上プログラム」と「セルフマネジメント支援」を追加した。</p> <p>(2)「8(2) 医師の指示書」について、指示書の基準を合わせた。</p> <p>(3)「8(6) 生活機能向上プログラム報告書(様式2)の作成」について、これまで別々あった「個別計画書」「体力測定報告書」「個別評価表」を、マニュアルに合わせ、1つの様式にまとめた。</p> <p>(4)「8(8) 個別評価の実施」について、評価基準を合わせた。</p>
3	「9. 職員体制について」の見直し	<p>これまで3人以上（理学療法士1人と補助員2人以上）の専任・常勤体制から、1人の専任・常勤（理学療法士）とし、補助員2人以上は、常勤を緩和、柔軟な対応をする事とした。</p> <p>教室の職員配置条件（3人以上）では、原則、1教室あたり、同一の補助員が担当することとした。</p>